

上博楚簡『競建内之』『鮑叔牙與隰朋之諫』の關係とその思想

草野友子

はじめに

『上海博物館藏戰國楚竹書（五）』（馬承源主編、上海古籍出版社、二〇〇五年十二月。以下、上博楚簡と稱す）には、八篇の古佚文獻が收録されている。筆者は先に、これらの全文獻について、その形制一覽と解題とを作成し、次に、その内の『競建内之』と『鮑叔牙與隰朋之諫』とについて譯注を發表した^①。

本稿では、これを踏まえて、『競建内之』『鮑叔牙與隰朋之諫』を對象とし、兩篇の關係とその思想的特質について考察を進めた。筆者がこの兩篇の關係に注目するのは、原釋文の擔當者、陳佩芬氏の竹簡排列案に、すでにいくつかの異説が提示されており、中にはこれら二つを一文献と見なす説も提起されているからである^②。

そこで、本稿ではまず、この兩篇の關係についての問題を、三つの角度から検討したい。なお、篇題、竹簡の形制・字體・書法の問題に關しては、筆者は先に基盤的な考察を行ったことがあるが^③、ここで改めて詳細な検討を加え、當面の結論を確認しておきたい。

一、篇題

第一の問題は、竹簡の篇題である。これまで公開されてきた戰國楚簡の中で、明らかに篇題が記されているものとしては、上博楚簡『子羔』『仲弓』『內禮』などがあり、これらは、その文獻の内容を把握する際の重要な手がかりとなっている。

本稿で對象とする文獻について言えば、まず『競建内之』は全十簡（完簡七簡、殘簡三簡）で、その第一簡背面に「競建内之」の四字が記されており、一方『鮑叔牙與隰朋之諫』は全九簡（完簡七簡、殘簡二簡）で、その第九簡下部に「鮑叔牙與隰朋之諫」とある。原釋文はこれに注目し、これらを二つの異なる篇題と見なして、『競建内之』と『鮑叔牙與隰朋之諫』とを別篇と認定したのである。

しかし、陳劍氏・許无咎氏らは、原釋文が篇題と認めた「競建内之」の四字と『競建内之』本文の文字の筆寫が、異なる書き手によるものだと指摘する^④。確かに、篇題とされる「競建内之」の四字（圖1）と『競建内之』本文の文字「羣臣之舉也」（圖2）とを比較すると、兩者の筆致は明らかに異なっている。例えば、字體の面では、圖1の文字

は扁平であるが、それに比べて圖2の方は縦長である。また、字間の面でも、圖1よりも圖2の方が間隔が廣い。さらに、兩者の「之」の字を比べると、筆の入り方が明らかに異なっている。これらの點から、「競建内之」の四字は、別人の手で後に書き加えられた文字であると考へられる。

*これより以下は、便宜上、竹簡番號を「△」で記す。「△」内の漢字は篇題の頭文字、算數字は竹簡番號を示す。

(圖1) 「競1」背面「競建内之」



(圖2) 「競2」「羣臣之畢也」



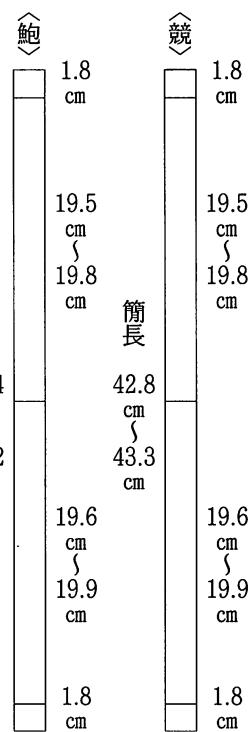
このように、兩者の形制は一致し、このことが兩者を同一篇と見る最大の根據となっているのである。

ただ、兩者の字體・書法は明らかに異なる。原釋文が兩者を別篇と見なす原因是、ここにあるのであろう。しかし、字體が異なると言つても、簡ごとに大きくばらばらに相違するわけではなく、陳劍氏の再排列案に依據すれば、概ね前半部と後半部とで二つに分かれるという程度である。一つの文献を複數の書寫者が書き分けている例としては、上博楚簡『周易』が挙げられる。従つて、この點も直ちにこれらを別篇と見る決定的な根據とはならず、一文献を前半部と後半部で二人の書寫者が分擔した可能性が十分考へられる。

次の問題は、竹簡の形制、及び字體・書法である。陳佩芬氏の原釋文に對して、陳劍氏はこの二つを同一篇であるとし、竹簡の再排列案を提示した。その最大の根據は、兩者の竹簡形制が同一だという點である。『競建内之』は、簡長四十二・八cm、四十三・三cm、編綫は三道、右契口、簡端は平齊。『鮑叔牙與隰朋之諫』もこれとほぼ同様の形制である。竹簡形制を圖示すると、次のようになる。

一一、竹簡の形制・字體・書法

さるに注目すべきは、『競建内之』の中に『鮑叔牙與隰朋之諫』の書寫者による補筆があると指摘されている點である。翟健聰氏は、『競建内之』の中に異なる字體が存在することを指摘し、特に『競2』(競7)、『競8』、『競9』にある字體の一部が『鮑叔牙與隰朋之諫』の字體と合致することを指摘する⁽⁶⁾。さらに、郭永秉氏は、『競2』、『競7』、『競8』、『競9』に見られる別筆を比較し、この別筆は『鮑叔牙與隰朋之諫』の書寫者によるものである可能性が高いとする⁽⁷⁾。實際に兩



者の字體を比較してみても、圖3のよう、明らかに同筆が認められる。また、郭永秉氏らは指摘していないが、〈競1〉の別筆「級」と〈鮑9〉の「級」も同筆であると認められる。

〔圖3〕	『競建内之』	『競建内之』の別筆	『鮑叔牙與隰朋之諱』
	「也」	「也」	「也」
「級」	〈競4〉	〈競8〉	〈鮑1〉
「含」	〈競1〉	〈鮑5〉	〈鮑9〉
「也」	〈競2〉	〈鮑8〉	〈鮑10〉

なぜこのような別筆が存在するのかは未詳であるが、『競建内之』と『鮑叔牙與隰朋之諫』とは、竹簡の形制のみならず、書寫者についても密接な關係を持っているのである。なお、『鮑叔牙與隰朋之諫』本文の字體は、前述の〈競1〉背面の字體とも異なる。

このように、竹簡の形制・字體・書法という觀點からは、これらを異なる二つの文献と見なす決定的な根據は見出せず、むしろ兩者の強い類縁性を確認できたと言えよう。

二一一、陳佩芬案の検討

しかし、今ひとつ留意すべきは、内容面の検討であろう。確かに、竹簡の形制・字體・書法という點では、これらが一文献である可能性を指摘できるが、もしこれらが内容的にそれぞれ完結しているならば、やはり原釋文のように、二文献と見なす可能性も再浮上してこよう。

上博楚簡『競建内之』『鮑叔牙與隰朋之諫』の關係とその思想

そこで、本章では、一旦、原釋文に従って、『競建内之』『鮑叔牙與隰朋之諫』の内容が個別に完結する可能性はないかについて検討する。

まず、『競建内之』の原釋文の排列案は次の通りである。

〈競1〉+〈競2〉+〈競3〉+〈競4〉、〈競5〉+〈競6〉、〈競7〉+〈競8〉+〈競9〉+〈競10〉

この排列案に従い、陳佩芬氏の釋文・考察をも考慮すると、本篇は次のような内容となる。

まず、日食が發生する。この日食は、兵亂の前兆である。これについて桓公から問われた隰朋は、高宗と祖己の故事を引き、祭祀と人爲的對應とを適切に行つた例を擧げる。(この後には缺簡がある可能性があり、直接連續しない。) 鮑叔牙は、害(災害・兵亂)が起ころうとしていることを指摘し、隰朋も桓公に善政を施すべきであると諫言する。それによつて桓公は、日食の原因が自己にあると反省する。さらに、二大夫は何らかの故事を擧げ、桓公はまた自らの不善な行爲を反省する。そして、二大夫は桓公の無道な行爲・不善な行爲を列舉する。

この話の發端から豫想されるのは、日食(異變)→人爲的對應→結果、という構造であるが、原釋文の排列に従うと、そうした構造が見られず、話として完結しない。

また、竹簡の形制という點からも、原釋文が末尾に排列している〈競10〉を篇末とは見なしがたい。戰國楚簡の多くの例では、通常、一文献の末尾簡は圖4のよう、文末の字句の直後に墨節(または墨鉤・墨釘)が打たれ、その後が留白となつてゐる。

ところが、〈競10〉にはこうした現象が見られない(圖5)。

のことからも、〈競10〉を篇末と考える原釋文の排列案には問題

(圖4) 上博楚簡『魯邦大旱』第六簡 (墨節十留白)

(圖5) 〈競10〉全體圖

があると思われる⁽³⁾。

次に、『鮑叔牙與隰朋之諫』の原釋文は、以下のように排列する。

〈鮑1〉+〈鮑2〉、〈鮑3〉+〈鮑4〉+〈鮑5〉+〈鮑6〉+〈鮑7〉+

この排列に従い、陳佩芬氏の釋文・考察をも考慮すると、本篇は次のような内容となる。

まず、九月に道路を開通・修繕し、十月に梁城（陳佩芬氏は、地名とする）に歩兵が進入し、十一月に梁城に兵車が到達した。そして、有司に、夏・殷・周の王朝交代の理由を述べる。（この後には缺簡がある可能性があり、直接連續しない。）さらに、二大夫は適切な人爲的對應について述べる。祭祀面では、器物や犧牲珪璧を適切にするべきであり、政治面では、老弱不刑など、あらゆる面で國家利益を考えるべきである。それらを行わなければ、齊國は疲弊し、人々は憂いを抱く。また、豎刁・易牙のような佞臣を起用することは、國の災難を招き、公の身にも害が及ぶ、と。

それを聞いた桓公は、具體策を二大夫に問う。鮑叔牙は、刑罰・租稅等を適切に行うべきだと指摘する。諫言を聞き入れた桓公は、自ら祭祀を行った結果、良い報いを得た。

この案に従って内容を理解する場合、最大の障害となるのは話の發

端である。つまり、最初の場面設定や、事の發端が述べられていないため、冒頭の九月・十月・十一月の事例、及び夏・殷・周の王朝交代の話が極めて唐突である。同じく冒頭部の「命百有司曰（百有司に命じて曰く）」の主體も明らかではなく、陳佩芬氏は鮑叔牙・隰朋だと見なしているものの、その根據は明示されていないため、有司に命じた人物が誰なのかという點については確定できない。

また、陳佩芬氏は途中に缺簡がある可能性を指摘しているが、前後の文脈は甚だ不明瞭である。そもそもこの排列案では、なぜ祭祀や善政を行う必要があるのかについて、後から述べられることとなり、話の流れが極めて不自然である。さらに、桓公が實際に行つたことは祭祀のみとなり、二大夫に指摘された善政の施行や豎刁・易牙への對策の實施について、記述が缺けていることになる。

先の『競建内之』の排列案では、日食（異變）→人爲的對應→結果という構造の内、結果の部分が缺如していることにより、話が完結していない印象を拭えなかつたわけであるが、この『鮑叔牙與隰朋之諫』では、發端の部分が不明瞭であること、及び桓公の對應が一部にとどまっていることにより、やはり話が不完全なのである。

三一、林志鵬案の検討

それでは、林志鵬氏の再排列案はどうであろうか。林氏による『競建内之』の再排列案は、陳劍氏の案を受け入れた上で、さらに微調整したもののようにある。ただし、林氏は、『鮑叔牙與隰朋之諫』につ

いての見解を示していないため、ここでは『競建内之』のみを検討する。

『競建内之』について、林氏は次のような再排列案を提示する。

〈競1〉+〈競2〉+〈競7〉+〈競4〉+〈競8〉+〈競9〉+〈競10〉、
〈競5〉+〈競6〉+〈競3〉

この排列案に従い、林氏の釋文・考察をも考慮すると、本篇は次のような内容となる。

まず、日食が発生する。（具體的な原因はここでは述べられていない。）續いて、隰朋が高宗の故事を引く。（林氏は、陳劍氏とは異なり、〈競3〉のみ高宗の故事から除外する。）それを聞いた桓公は自らの不善な行爲を反省し、さらに二大夫は桓公の不善な行爲の具體的な内容を列舉する。（この後には缺簡がある可能性があり、直接連續しない。）そして、鮑叔牙が害（兵亂・災害）の發生を豫言し、桓公はその具體策を問う。隰朋は人爲的對應（祭祀・善政）を行うべきだとし、桓公は日食の原因が自分にあると反省する。そして、鮑叔牙が祭祀を行い、桓公は先王の法を行ふ。（林氏は、この記述を高宗ではなく、桓公のものとする。）その結果、三年も経たないうちに、夷狄の附する者が七百里に及んだ。

ここで注目されるのは、〈競3〉「…不出三年、狄人之附者七百。」を全體の篇末とする點である。「七百」で終わるのは不自然な感じだが、林氏は、「里」字を省略して單に「七百」のように記載する例が、『說苑』雜言にあると指摘する。また、林氏は、夷狄を攘ったことが桓公の霸業の一つであること

『史記』蘇秦傳）を根據として、〈競3〉の記述を、全體の末尾となる桓公の行爲であると考えるのである。

しかし、祭祀と先王の法とを適切に行つた結果としての良い報いが、夷狄を攘つたことのみとするには疑問が残る。なぜなら、日食（災いの前兆）が起こった際、適切な對應を行えば、災いが除去されるという構造が想定されるからである。つまり、林氏の排列であると、災いが除去されたかどうかについての記述がないままに、桓公の霸業を記して終わるという、やや不自然な構成になるのである。

また、竹簡の形制という觀點からも、この再排列案には、陳佩芬案と同様の問題を指摘できる。圖6のように〈競3〉には、通常、篇末にあるはずの墨節（または墨鉤・墨釘）+留白という現象が見られない。

このように、林氏の再排列案は、一見、日食（異變）→人爲的對應→結果という構造を読み取れるかのようであるが、話の首尾は不明瞭であり、また竹簡の形制という點からも、なお問題の殘る提案であると考えられる。ただし、その後、林氏は「戰國楚竹書《鮑叔牙與隰朋之諫》」「刺民猶樂」試解（1100六年十一月九日、簡帛網）において、『競建内之』『鮑叔牙與隰朋之諫』の竹簡排列は陳劍説に従う旨を表明している。その場合、『競建内之』を篇末とする自説を撤回していることになるかと思われるが、その明示はない。

以上、陳佩芬・林志鵬兩氏の排列案を検討したが、これらの案には疑問點が多く、やはり、『競建内之』『鮑叔牙與隰朋之諫』を異なる二

(圖6) 〈競3〉全體圖

(圖7) 〈鮑8〉全體圖・篇末部分擴大圖

する。まず、筆者が最終的に確定した釋文・訓讀を次に掲げる。

……睦。隰朋與鮑叔牙從。

日既。公問一大夫、「日之食也、曷爲。」鮑叔牙答曰、「星變。災曰爲齊……

つの文献と見なすには大きな問題があることが判明した。いずれの再排列案によつても、全體を完結した話としては読み取れないものである。

これに對して、筆者が譯注において明示した陳劍氏の再排列案では、日食（異變）→人爲的對應→結果という構造が明確になる。また、原釋文の「競建内之」の中で引用される高宗の故事についても、その位置づけが明快になる。陳劍氏の再排列案では、高宗の故事それ自體が完結した内容となり、鮑叔牙と隰朋の發言中の入れ子の故事として容易に理解できるのである。さらに、「鮑叔牙與隰朋之諫」の陳劍氏の再排列案は、筆者の譯注でもすでに指摘した通り、「管子」の記述との整合性という點でも高く評價できる。一方、竹簡の形制の面においても、圖7の通り〈鮑8〉には墨鉤+留白があるため、〈鮑8〉を末尾簡とする陳劍説は妥當であろう。

このように、原釋文が「競建内之」「鮑叔牙與隰朋之諫」として二分割した文献は、内容面からも、一文献と見なすべきであろう。それでは、これらが本來一つの文献であるとした場合、その思想的特質はどのようなものであろうか。次章では、本文獻の思想的特質について検討を加えてみよう。

四、思想的特質

本章では、陳劍氏の再排列案に従つて、本文獻の思想的特質を検討

公曰、「吾不知其爲不善也。今內之不得百姓、外之爲諸侯笑。寡人之不肖也、豈不二子之憂也哉。」隰朋與鮑叔牙皆拜、起而言曰、「公身爲^之道、進華^也公子、以馳於^也倪廷。^也驅逐^也政弋、無期度。或以^也豎刁與易牙爲相。二人也朋黨羣獸、搜朋取與厭公、告而啖之。^也不以邦家爲事、縱公之所欲。鞭民虐樂、敦堪背顧、疲弊齊邦、日盛于縱、弗顧前後。百姓皆怨憎、奄然將喪、公弗詰。親臣雖欲^也諫、又不得見、公沽弗察。人之生三、食色息。今豎刁匹夫、而欲知萬乘之邦、而貴尹。其爲災也深矣。易牙人之與、煮而食人。其爲不仁厚矣。公弗圖、必害公身。」

公曰、「然則奚如。」鮑叔牙答曰、「齊邦至惡死、而上戮其刑。至欲食、而上厚其斂。至惡苛、而上不時使。」公乃身命祭。有司祭服母黼。器必蠲潔、母入殘器。犧牲珪璧必全如故、加之以敬。乃命有司著作符。老弱不刑。欹繩短、田繩長、百糧鐘。命九月除路、十月而徒梁成、一之日而車梁成。乃命百有司曰、「有夏氏觀其容以使、及其亡也、皆爲其容。殷人之所以代之、觀其容、聽其言。凡其所以亡、爲其容、爲其言。周人之所代之、觀其容、聽其言、追徇者使。凡其所以衰亡、忘其追徇也。」三子勉之、寡人將追徇。是歲也、晉人伐齊、既至齊地、晉邦有亂、師乃歸。雨平地至膝、復。日差亦不爲災、公蠹亦不爲害。

鮑叔牙與隰朋之諫

……一睦。隰朋と鮑叔牙と從う。日既く。公二大夫に問う、「日の食するや、曷爲ぞ。」と。鮑叔牙答えて曰く、「星變なり。災は齊の……を爲すを曰う……。

……言曰多。鮑叔牙答えて曰く、「害將に來たらんとし、將に兵有らんとし、公の身に憂い有らん。」と。公曰く、「然らば則ち説すべきか。」と。隰朋答えて曰く、「公身ら」道を爲し、善に遷らずして之に説せんとするは、可ならんや。」と。公曰く、「甚しきかな、吾が不頼。二三子寡人を責怒せずして、日をして食せしむるに至る。」と。鮑叔牙と隰朋と曰く、「羣臣の罪なり。昔高宗祭して、雉舞の前に雖く有り。祖己を召して焉に問いて曰く、「是れ何ぞや。」と。祖己答えて曰く、「齊昔先君は王に格るに、天害を見ざず、地孽を生ぜざれば、則ち諸を鬼神に祈りて曰く、「天地明らかに我を棄つ。」と。近臣諫めず、遠者謗らざれば、則ち諸を郷里に修む。今

これ、祭りの福を得る者なり。請う、之を量りて以て給を差

とし、既に祭るの後、先王の法を修めんことを。

と。高宗傳説に命じて之を量りて以て祭らしむ。既に祭りて、命じて先王の法を行わしむ。故度を發し、古作を行う。作を廢する者は死し、行わざる者は死す。三年を出づして、遠人の陪う者七百邦。此れ能く善に從いて禍を去る者なり。」と。

公曰く、「吾れ其の不善を爲すを知らざるなり。今内にしては百姓を得ず、外にしては諸侯の笑いと爲る。寡人の不肖なる、豈に二子の憂いならずや。」と。隰朋と鮑叔牙と皆拜し、起ちて言

いて曰く、「公身ら」道を爲し、華朝子を進めて、以て倪廷に馳す。驅逐して駁弋すること、期度無し。或いは豎刁と易牙とを以て相と爲さんとす。一人や朋黨羣獸にして、朋を摶き取與して公に厭り、告げて之に啖く。邦家を以て事と爲さず、公の欲する所を縱にす。民を鞭ち虐もて樂とし、堪を敦らせ願いに背ぎ、齊の邦を疲弊せしめ、日にして盛んにし、前後を顧みず。百姓皆怨憎し、奄然として將に喪ばんとするも、公詰むる弗し。親臣諫めんと欲すると雖も、又た見ゆるを得ず、公沽かにして察せず。人の生は三、食色息なり。今豎刁匹夫にして、萬乘の邦を知らんと欲して、貴尹たり。其の災を爲すや深し。易牙人の與にして、煮て人を食らう。其の不仁を爲すこと厚し。公圖らずんば、必ず公の身を害さん。」と。

公曰く、「然らば則ち奚如せん。」と。鮑叔牙答えて曰く、「齊の邦至りて死を惡むも、而して上は其の刑を戮す。至りて食欲するも、而して上は其の斂を厚くす。至りて苛を惡むも、而して上は時ならずして使う。」と。公乃ち身ら命じて祭らしむ。

有司の祭服に黼母し。器は必ず觸潔にして、殘器に入る母し。犧牲珪璧は必ず全くして故の如く、之を加うるに敬を以てす。乃ち有司に命じて著して符を作らしむ。老弱は刑せず。敵の縲は短く、田の縲は長く、百に鐘を糧とす。命じて九月に路を除き、十月にして徒梁成り、一日にして車梁成る。乃ち百有司に命じて曰く、「有夏氏、其の容を觀て以て使うも、其の亡ぶるに及ぶや、皆其の容が爲なり。殷人の之に代わる所以は、其の容を觀、其の言を聽けばなり。凡そ其の亡ぶる所以は、其の容が爲、其の言が爲なり。周人の之に代わる所以は、其の容を觀、言を聽き、迫拘する者もて使えばなり。凡そ其の衰せんとする所以は、其の迫拘を忘るればなり。二三子之を勉めよ、寡人將に迫拘せんとす。」と。

是の歲や、晉人齊を伐たんとし、既に齊の地に至るも、晉の邦に亂有りて、師乃ち歸る。平地に雨ふりて膝に至るも、復る。日差も亦た災を爲さず、公の蠹も亦た害を爲さざるなり。

鮑叔牙與隰朋之諫

ここに見られる最大の思想的特質は、「日食」を媒介とする天人相關思想である。本文獻で描かれる日食は、灾害・兵亂の前兆とされる。そして、日食の原因は、桓公自身の無道な行爲であることが鮑叔牙・隰朋の二大夫によって指摘される。二大夫は、殷の高宗と祖己の故事を引き、祭祀と政策とを適切に行う必要があることを桓公に説く。それを聞いた桓公は、自らの不善な行いを反省する。

では、日食の原因である桓公自身の無道な行爲とは何か。それは、狩獵を楽しんだこと、美女を好んだこと、佞臣である豎刁や易牙を相として任用しようとしたことである。

そして、具體的な対策は、祭祀面と政策面とで語られる。祭祀面では、有司の祭服には素服を用いること、祭器は清潔にして缺けた器は用いないこと、犧牲・珪璧は過不足なく、今まで通りの制度に従い、敬意の氣持ちを加えること。政策面では、有司に命じて政令を作らせ、老人・幼兒は刑罰の対象としない、租税を輕減する、適切な時期に道路・橋を修繕するという刑罰・租税・使役の面で、民衆の負擔を減らすことである。また、桓公は有司を集めて、夏・殷・周の王朝交代の理由を述べ、自ら勤勉に働くことを誓う。

このような対策を行った結果、晉の侵略を止めるという兵亂の除去、大雨にも關わらず大きな害に至らなかつたという災害の除去が實現されたという結末が示される。つまり、日食という異變に對して、適切な人爲的対策を行つたために、大きな害とはならず、逆に良い報いを得た、というのである。

このように、本文獻では、日食という天體現象が災いの前兆であり、桓公の失政に對する警告となつてゐる。そして、この警告を君主が正しく理解し、祭祀と善政とを適切に行つた結果、災いは除去され、逆に良い報いを得たという構造になつてゐる。ここには、日食を媒介とする天人相關思想が窺える。つまり、人（君主）の側がその意を察知し、人爲を改善することによつて、天の警告は解除され、逆に良い結果に至る、とされているのであり、ここには典型的な天と人爲との相關關係が説かれていると言えよう。

こうした天人相關思想に基づいて日食が語られている例は、傳世文獻においても數多く見られる。⁽⁴⁾ まず、文獻上最古の日食記録とされる『書經』の例を見てみよう。

乃季秋月朔、辰弗集于房。瞽奏鼓、嗇夫馳、庶人走。（乃ち季秋

の月朔、辰房に集せず。瞽鼓を奏し、嗇夫馳せ、庶人走る。)

(『書經』夏書・胤征)

凡日食、天子伐鼓於社、責上公。瞽樂官、樂官進鼓則伐之。嗇夫主幣之官、馳取幣禮天神。衆人走、供救日食之百役也。(凡そ日食すれば、天子鼓を社に伐ち、上公を責む。瞽は樂官、樂官は鼓を進みて則ち之を伐つ。嗇夫は幣を主るの官、馳せて幣禮を天神に取る。衆人走り、供えて日食の百役を救うなり。) (偽孔傳)
日食者、月掩之也。月體掩日、日被月映、即不成共處。故以不集言日食也。(日食するは、月之を掩えればなり。月の體日を掩い、日月の映を被るは、即ち共に處るを成さず。故に集せざるを以て日食を言うなり。) (孔穎達疏)

「辰」は日月が會する所を指し、「弗集」という言葉で日食を言つてゐる。ここでは、天文暦象を司る日官の義・和がその職務を怠つたために天の秩序が亂され、日食が起こつたとされる。そして、日食を救うために、樂官は鼓を奏し、嗇夫(貨幣を司る官)は車を馳せ、庶人で官についている者は走り回つた、とある。

また、『詩經』にも、日食に關する記事がある。
十月之交、朔月辛卯、日有食之、亦孔之醜。彼月而微、此日而微。今此下民、亦孔之哀。日月告凶、不用其行。四國無政、不用其良。彼月而食、則維其常。此日而食、于何不臧。(十月の交、朔月辛卯、日之を食する有り、亦た孔だ之れ醜し。彼の月にして微かれたり、此の日にして微かなり。今此の下民、亦た孔だ之れ哀れなり。日月凶を告げ、其の行を用ひず。四國政無く、其の良を用ひず。彼の月にして食するは、則ち維れ其の常。此の日にして食するは、何に干いて臧よからざらん。) (『詩經』小雅・節南山之

什・十月之交

ここでも日食は、不吉な兆しとされる。そして、その原因是、君王が善政を施行せず、善良な人物を用いないからだとされる。ただし、ここでは日食を嘆くのみで、日食への対策は述べられていない。

このように、『書經』『詩經』では、不善な行爲に對して日食という形で天からの譴責がなされる。ただし、それを反省した上で人爲的対策を行い、その結果がいかなるものであつたかということについては述べられていない。つまり、天と人との關係は、人から天、天から人への、言わば一往復であり、天から人への方向性、すなわち日食が天からの譴責であるという點が強調されているのである。

こうした性格を持つ日食記事は、『左傳』にも見られる。

十二月辛亥朔、日有食之。是夜也、趙簡子夢、童子羸而轉以歌。旦占諸史墨曰、吾夢如是、今而日食何也。對曰、六年及此月也、吳其入郢乎。終亦弗克。(十二月辛亥朔、日之を食する有り。是の夜や、趙簡子夢む、童子羸にして轉じて以て歌うと。旦に諸史墨に占いて曰く、吾が夢是くの如くにして、今にして日食するは何ぞや、と。對えて曰く、六年にして此の月に及ばば、吳其れ郢に入らんか。終に亦た克たざらん。) (『左傳』昭公三十一年傳)

ここでは、日食と夢とが、吳楚の戰亂の前兆であり、六年後のこの月(十一月)に吳が楚の都の郢に進攻し、最後には勝てないという豫言を史官の蔡墨が行ったとされる。つまり、日食は兵亂の前兆であるとされているのである。ただし、右の『書經』『詩經』のように、不善の人爲に對する譴責であるかどうかは明示されておらず、日食の、前兆としての性格が強調されていると言えよう。

また、同じく『左傳』の中に、次のような日食記事も見える。

夏、四月甲辰朔、日有食之。晉侯問於士文伯曰、誰將當日食。對曰、魯衛惡之。衛大魯小。公曰、何故。對曰、去衛地如魯地。於是而有災。魯實受之。其大咎、其衛君乎。魯將上卿。公曰、詩所謂彼日而食、于何不臧者、何也。對曰、不善政之謂也。國無政、不用善、則自取謫于日月之災。故政不可不慎也。務三而已。一曰擇人、二曰因民、三曰從時。(夏、四月甲辰朔、日之食を食する有り。晉侯 士文伯に聞いて曰く、誰か將に日食に當たらんとせん、と。

對えて曰く、魯衛之に惡しからん。衛は大に魯は小ならん、と。公曰く、何の故ぞ、と。對えて曰く、衛の地を去りて魯の地に如く。是に於いて災有り。魯實に之を受けん。其の大咎、其れ衛君か。魯將に上卿ならんとす、と。公曰く、詩に所謂彼の日にして食するは、何に于いて臧からざらんとは、何ぞや、と。對えて曰く、政を善くせざるを之謂うなり。國に政無く、善を用いざれば、則ち自ら謫を日月の災に取る。故に政は慎まさるべからざるなり。三を務むるのみ。一に曰く人を擇ぶ、二に曰く民に因る、三に曰く時に従う、と。) (『左傳』昭公七年傳)

ここでは、晉の平公の問いに對して士文伯が次のように答える。日食の害を受けるのは、衛・魯でしょう。衛の方が大きく、魯の方が小さい。なぜなら、日食は衛の分野に始まり、魯の分野に達しているからです。災害が起こっても、魯はその餘波を受けるだけで、最大の灾害は衛君に降るでしょう、と。

つまり、ここでは、日食の發生や災害の規模が分野説によって説明されているのである。『左傳』では、他の天體現象、例えば彗星の出没と兵亂の關係などを、この分野説で説くことが多く、『左傳』においては、

ける天の思想の最大の特色となつてゐる。

では、『管子』においてはどうであるうか。『管子』には、陰陽五行説や時令説を特徴とする天人相關思想が窺える。例えば、牧民篇冒頭に「凡有地牧民者、務在四時、守在倉廩。(凡そ地を有ち民を牧する者は、務めは四時に在り、守りは倉廩に在り。)」とあり、四季のめぐりを基準とし、五行思想と影響し合つて農業生産を中心とする人間の營爲が規定され、これに違反するときには人間社會に災禍がもたらさるとされている。⁽⁵⁾

こうした天人相關思想の中に、日食は次のように位置づけられる。

日掌陽、月掌陰、星掌和。陽爲德、陰爲刑、和爲事。是故日食則失德之國惡之、月食則失刑之國惡之、彗星見則失和之國惡之、風與日爭明則失生之國惡之。是故聖王日食則修德、月食則修刑、彗星見則修和、風與日爭明則修生。此四者聖王所以免於天地之誅也。(日は陽を掌り、月は陰を掌り、星は和を掌る。陽を德と爲し、陰を刑と爲し、和を事と爲す。是の故に日食するは則ち德を失するの國をば之を惡み、月食するは則ち刑を失するの國をば之を惡み、彗星見るは則ち和を失するの國をば之を惡み、風と日と明を争うは則ち生を失するの國をば之を惡めばなり。是の故に聖王は日食すれば則ち德を修め、月食すれば則ち刑を修め、彗星見るれば則ち和を修め、風と日と明を争えば則ち生を修む。此の四者は聖王の天地の誅を免るる所以なり。) (『管子』四時)

四時篇では、春夏秋冬それぞれに應じた時令と、それに違反した場合とが列記されている。陰陽は天地の根本條理であり、四時は陰陽二氣の常道であるから、刑罰と恩賞もこの四時に配分して行われるべきで、それが適切な時に合致すれば福をもたらすが、違反すれば災禍を

招く結果となると説かれている⁽¹⁾。

この箇所では、日食や月食が起こる原理が説明されている。日食は「徳を失」った國への譴責として發生する。それ故、聖王は日食が起ると直ちに「徳を修め」「天地の誅を免」れるようとする。つまり、人（失徳）→天（日食）、人（修徳）→天、天→人（誅の解除）という天人關係が見られるのである。このように、『管子』では、時令説の中に日食が包摶されているのである。

また、附言すれば、こうした天人相關思想をさらに推し進めたものとして、災異説を擧げることができよう。災異説を唱えた代表的な人物である前漢の董仲舒は、次のように述べる。

天地之物有不常之變者、謂之異。小者、謂之災。災常先至而異乃隨之。災者、天之譴也。異者、天之威也。譴之而不知、乃畏之以威。（天地の物にして常ならざるの變有る者、之を異と謂う。小なる者、之を災と謂う。災は常に先に至りて異は乃ち之に隨う。災は、天の譴なり。異は天の威なり。之を譴して知らず、乃ち之を畏るるに威を以てす。）（春秋繁露・必・且智）

ここでは、國家に失敗が生じると、まず「災」という天の第一次譴責（比較的小規模な災害）が降り、それでも反省・改心しなければ「異」という第二次譴責（甚大な異變）が降るとされる。先に検討した『競建内之』『鮑叔牙與隰朋之諫』や『管子』に比べ、天の警告が二段階となっているところに大きな特色があると言えよう。

以上、いくつかの天人相關思想を概観した。その中で『競建内之』『鮑叔牙與隰朋之諫』の特色は、『管子』に類似する天人相關思想であると考えられる。それは、不善の人爲への警告として日食が發生し、その日食を重く受け止めて、人爲を改善すれば、結果が好轉する、と

考るもので、人爲の是非・反省・改善という點に主眼を置くものである。もともと、本文獻は時令説がなく、逆に『管子』の日食は豫兆的性格が薄いという相違もあるが、説話自體は『管子』と酷似するところもあり、大粹としては、やはり『管子』の思想に類似している。他方、『競建内之』『鮑叔牙與隰朋之諫』の思想は、同じく天人相關思想であるとは言つても、天からの一方的な譴責であることが強調される『書經』『詩經』や、日食の發生を分野説で説明する『左傳』、天の警告を二段階に分けて説く漢代の災異説などとは、やや性格を異にすると言えよう⁽²⁾。

五、著作意圖

それでは、本文獻は、どのような意圖のもとに、どのような讀者を對象に著作されたのであるうか。殘念ながら、本文獻にはこれを解決できる確定的な根據は見出せないが、注目しておかなければならぬのは、『管子』との關連である。本文獻には、『管子』の内容と酷似する箇所がある。

一つは、豎刁・易牙に關する記述である。本文獻では、豎刁・易牙という佞臣を任用しようとした桓公に對して、鮑叔牙と隰朋とが、その行爲は必ず齊の國を疲弊させ、桓公の身にも災いが降りかかると諫める。この箇所に類似する部分が『管子』小稱篇に見える。

管仲攝衣冠、起對曰、臣願君之遠易牙・豎刁・堂巫・公子閑方。夫易牙以調和事公。公曰、惟忝嬰兒、之未嘗。於是忝其首子而獻之公。人情非不愛其子也。於子之不愛、將何有於公。公喜宮而妬。豎刁自刑而爲公治內。人情非不愛其身也。於身之不愛、將何有於公。（管仲衣冠を攝え、起ちて對えて曰く、臣願わくは君の易牙・

豎刁・堂巫・公子開方を遠ざけんことを。夫れ易牙は調和を以て公に事う。公曰く、惟だ嬰兒を蒸したるもののみ、之を未だ嘗めず、と。是に於いて其の首子を蒸して之を公に獻ず。人情^は其の子を愛せざるに非ざるなり。子に於いてすら之れ愛せざれば、將すら之れ愛せざれば、將た何か公に有らん。) (『管子』小稱)

ここでは、病床にある管仲が桓公に對して、豎刁や易牙などの佞臣を任用してはならないと説く。もともと、ここで桓公に諫言しているのは、鮑叔牙・隰朋ではなく管仲であり、また、日食との關係については説かれていない。しかし、主題は極めてよく似ている。

『競建内之』『鮑叔牙與隰朋之諫』では、管仲ではなく、鮑叔牙や隰朋が桓公を諫めている。また、佞臣の登用が日食の原因であるとされている。漢代には日食が政治を顧みる一つの機會として機能しており、日食が起ると人材登用を見直したり、官吏を免職したりしていた。⁽¹⁹⁾

『競建内之』『鮑叔牙與隰朋之諫』の記述は、漢代以前からもそうした風潮があつたことを示唆していると言えよう。

もう一つは、桓公が二大夫に日食への対策を問う場面である。本文獻では、鮑叔牙が刑罰・租稅・使役の面での民衆の負擔を列挙して、それらを輕減するように促し、桓公はそれを聞き入れて民衆の負擔を輕減させる。これに類似する『管子』の記述は以下である。

管子對曰、齊國百姓、公之本也。人甚憂飢、而稅斂重。人甚懼死、而刑政險。人甚傷勞、而上舉事不時。公輕其稅斂、則人不憂飢。緩其刑政、則人不懼死。舉事以時、則人不傷勞。桓公曰、寡人聞仲父之言、此二者聞命矣。不敢擅也。將薦之先君。於是令百官有

司削方墨筆。明日、皆朝於太廟之門朝。定令於百吏、使稅者百鍾、孤幼不刑、澤梁時縱、關譏而不征、市廛而不賦。近者示之以忠信、遠者示之以禮義。行此數年、而民歸之如流水。(『管子』對えて曰く、齊國の百姓は、公の本なり。人甚だ飢を憂えて、而も稅斂重し。人甚だ死を懼れて、而も刑政險なり。人甚だ勞を傷みて、而も上の事を擧ぐること時ならず。公其の稅斂を輕くすれば、則ち人飢を憂えず。其の刑政を緩くすれば、則ち人死を懼れず。事を擧ぐるに時を以てすれば、則ち人勞を傷まず、と。桓公曰く、寡人仲父の言を聞き、此の三つの者は命を聞けり。敢えて擅にせざるなり。將に之を先君に薦めんとす、と。是に於いて百官有司に令して方を削り筆に墨せしむ。明日、皆太廟の門朝に朝す。定めて百吏に令し、稅は百に一鍾、孤幼は刑せず、澤梁は時に縱し、關は譏して征せず、市は廛して賦せざらしむ。近き者には之に示すに忠信を以てし、遠き者には之に示すに禮義を以てす。此を行うこと數年にして、民の之に歸すること流水の如し。) (『管子』霸形)

なお、ほぼ同様の主旨を説く一文が『管子』戒篇にも見られる。ここでも、管仲が桓公に對して、刑罰・租稅・使役の面で民衆の負擔を輕減することを説き、本文獻の記述とも合致する。しかし、先の『管子』小稱篇同様、ここで桓公を諫めるのは管仲である。それは、『管子』という文献の性格上、當然であるが、重要な相違點である。また、ここでも日食との關係については説かれていない。

このように、『競建内之』『鮑叔牙與隰朋之諫』と『管子』とを比較してみると、兩者の話の大枠は極めてよく似ていることがわかる。ただ、重要な相違點として、次のようなことが指摘されよう。

第一は、日食記事の有無である。『競建内之』『鮑叔牙與隰朋之諫』では、日食が話の大枠を規定する重要な現象となっていた。しかも、日食は單なる天體現象ではなく、君主の失政に對する譴責であり、警告であった。爲政者は、これに對して適切な対策を求められ、その實施によって、災害は除去された。つまり、ここには、爲政者に對する著作者の願いが込められているのである。従つて、本文獻は、一般の士や民を讀者對象に想定しているのではなく、まさに國政を左右する爲政者に向けて著作されたと考えられる。

第二の相違點は、登場する臣下である。『管子』では、當然のことながら、桓公に進言するのは管仲である。これに對して、『競建内之』『鮑叔牙與隰朋之諫』では、桓公を諫める臣下として登場するのは鮑叔牙と隰朋とである。これは、單に、管仲が病床に伏していたとの設定になつていて可能性もあるが、今ひとつ考えられるのは、この文献が、管仲ではなく、鮑叔牙と隰朋とを顕彰する意圖を持つて著作されたという可能性である。齊の桓公に從つた賢臣として、管仲・鮑叔牙・隰朋は共に著名な人物であり、それぞれの信奉者がいたのではないかと想像される。管仲については、明らかに管子學派の存在が想定され、彼らの思いが『管子』という文獻に結實したと考えられる。

従つて、鮑叔牙と隰朋とが活躍するという設定は、この文獻の著作意圖を逆に暗示しているのではなかろうか。より大膽な推測を進めば、當時、管仲派と鮑叔牙・隰朋派というような臣下グループが形成されており、そうした中で、本文獻は、管仲派に對抗して、意圖的に管仲を話題から外し、鮑叔牙・隰朋を顕彰しようとするものであつたという可能性も指摘されよう。

このように、『競建内之』『鮑叔牙與隰朋之諫』では、桓公・鮑叔牙・

隰朋という齊國の主要人物が登場しているため、齊國で、齊人の手によつて書かれたものである可能性が考えられる。⁽⁴⁾

おわりに

以上、本稿では、上博楚簡『競建内之』『鮑叔牙與隰朋之諫』について検討を加えてきた。その結果、これらは異なる二つの文獻ではなく、併せて一つの文獻であると理解できた。

また、思想的特質としては、日食を媒介とする典型的な天人相關思想が指摘され、そこでは、天意を尊重した爲政者の人爲的努力が極めて重視されていることが判明した。

さらに、類似する『管子』との比較により、本文獻は、爲政者に向けて著作されたものであることが明らかになった。また、本文獻には、鮑叔牙と隰朋とを顕彰する著作意圖があつたのではないかと推測された。この點は、本稿の冒頭で検討した篇題の問題にも重要な手がかりを與える。

つまり、鮑叔牙・隰朋の顕彰が本文獻の重要な著作意圖であつたとすれば、『鮑叔牙與隰朋之諫』第九簡に記された「鮑叔牙與隰朋之諫」という八文字が、まさしく全體の内容を象徴する篇題であったと考えられる。さらに、『競建内之』第一簡背面に記された「競建内之」の四文字が後人の筆であることを考慮すれば、この文獻全體の篇題として最もふさわしいのは、やはり「鮑叔牙與隰朋之諫」であろう。

よつて、筆者は、原釋文で『競建内之』『鮑叔牙與隰朋之諫』に分割されている二つの文獻を一文獻と認定し、その名稱も「鮑叔牙與隰朋之諫」に統一すべきであると提言したい。⁽⁵⁾

日、簡帛綱。

注

- (1) 拙稿「『上海博物館藏戰國楚竹書（五）』について—形制一覽と所收文獻概要—」（『中國研究集刊』露號（總四十號）、二〇〇六年六月）、『競建內之』・『鮑叔牙與隰朋之諫』譯注」（『戰國楚簡研究2006』、『中國研究集刊』別冊特集號（總四十一號）、二〇〇六年十一月）。
- (2) 陳劍氏は、この二篇を同一篇と見なして排列している（「談談『上博（五）』的竹簡分篇・拼合與編聯問題」、二〇〇六年二月十九日、簡帛網（<http://www.bsm.org.cn/>））。陳劍氏の『鮑叔牙與隰朋之諫』の排列は、季旭昇氏（「上博五筠議（上）」、二〇〇六年二月十八日、簡帛網）に従い、さらに季氏が連續しないと見なした箇所を全て連續させている。なお、季氏は當初、この二篇を別篇と見なしていたが、後に陳劍說に従って同一篇として解釋している（季旭昇「《上博五・鮑叔牙與隰朋之諫》試讀」、『新出土楚簡國際學術研討會 會議論文集（上博簡卷）』、二〇〇六年六月二十六～二十九日）。
- (3) 前掲拙稿「『競建內之』・『鮑叔牙與隰朋之諫』譯注」。
- (4) 陳劍氏前掲書。許无咎「上博楚竹書（五）《競建內之》篇札記」、二〇〇六年二月二十五日、簡帛研究（<http://www.jianbo.org/>）。
- (5) 陳劍氏は、この篇題は後に誤って書かれたものである可能性を指摘する。また、許无咎氏や禦健聰氏（「上博楚簡（五）零札（一）」、二〇〇六年二月二十四日、簡帛網）は、「競建內之」とは、「競建」という人物によつて納められたという意味であり、篇題とは見なせないと指摘する。
- (6) 禦健聰氏は、別筆が存在する理由を、原字が消えたから後に補つたためだとし、さらにそれを行つた人物が「競建」ではないかと推測している。
- (7) 郭永秉「關於《競建》和《鮑叔牙》的字體問題」、二〇〇六年三月五日。
- (8) 郭永秉氏は、『鮑叔牙與隰朋之諫』を書寫した人物が、『競建內之』を校訂して文字を書き改めたのではないかと指摘する。
- (9) もつとも、末尾簡の書寫が竹簡全體に及び、餘白がたまたまなくなつた可能性も考えられるが、これまでに公開された戰國楚簡の中には、そうした事例は見られない。
- (10) 林志鵬「上博楚竹書《競建內之》重編新解」、二〇〇六年二月二十五日、簡帛網。
- (11) この釋文・訓讀は、注（1）前掲の筆者による譯注に、修正を加えたものである。なお、本來なら原文を掲げた上で異體字・假借字等を示すべきであるが、紙幅の制約により、ここでは確定釋文のみを掲げる。釋文・訓讀の詳細については、譯注參照。
- (12) 筆者は譯注で、「當在吾。不諳^{まじかん}三子、不諳恕、寡人至於使日食（當に吾に在るべし。二三子に賴らず、恕を諳せず、寡人日食せしむるに至る。）」としていたが、今回再検討し、修正した。
- (13) 祭祀の名。攻說の祭で、六祈の一つ。辭をもつて不祥を責め祓う祭（『周禮』春官・大祝）。上博楚簡『魯邦大旱』にも、旱魃の際の祭祀として「說」の名稱が見える。
- (14) 傳世文獻における日食の事例については、齊藤國治・小澤賢一『中國古代の天文記錄の檢證』（雄山閣出版、一九九二年）、福田俊昭『左傳の日蝕記事考』（『大東文化大學漢學會誌』十四號、一九七五年）、中川綾子「中國古代の日食—唐代までの日食に對する意識・對應の變化」（『お茶の水史學』四十一號、一九九七年）などを参考にした。
- なお、『左傳』の成立時期については、鎌田正『左傳の成立と其の展開』（大修館書店、一九六三年）に従つて、戰國中期と見なす。また、『管子』の成立時期については、金谷治『管子の研究』（岩波書店、一九八七年）に従つて、先秦から漢代にかけて重層的に成立したと見る。た

だし、本稿は、文献の前後関係や思想の影響関係について論究するものではなく、あくまで思想の類型について検討しているものである。

(15) 遠藤哲夫「管子解題」(新釋漢文體系『管子』、明治書院、(上)一九八九年、(中)一九九一年、(下)一九九二年) 参照。

(16) 金谷氏前掲書によると、四時篇は三つの構成要素からなるとされるが、成立年代は、およそ戦国末期と見なされている。

(17) 遠藤氏前掲書 四時篇の解説参照。

(18) なお、同じ戦國楚簡文献の中で、本文獻と近い構造を持つものとして、上博楚簡『柬大王泊旱』が挙げられる。『柬大王泊旱』では、楚の國に起こった旱魃が、正しい政治を行っていない君主(簡王)への天罰であるとされ、君主が自らの行いを反省し、適切な人爲的対應を施した結果、災いが除去されるという構造になっている。そこには、日食の記事は見られないが、思想構造は極めて似ている。

(19) 漢代以降の日食と人材登用・官吏の免官との關係については、注(14)前掲の中川氏の論考に詳しい。

(20) また、本文獻では、「桓公」とは書かれず「公」とのみ記されている。それは、讀者にとって「公」が桓公を指すことは自明の理だったからであろう。この點を重視すれば、本文獻は、桓公没後、さほど長い時を経ないうちに著作された可能性が考えられよう。

ただし、缺簡であると見られる冒頭簡に「桓公」と書かれ、その後は略記して「公」と書かれている可能性もある。例えば、「禮記」哀公問に、「孔子侍坐於哀公。哀公曰、敢問人道誰爲大。孔子愀然作色而對曰、君之及此言也、百姓之德也。固臣敢無辭而對。人道政爲大。公曰、敢問何謂爲政。」があり、この形式であった可能性も否定できないが、冒頭簡がないため、その詳細は不明である。

なお、上博楚簡の書寫年代については、周知の通り、一二五七士六五年前という中國科學院上海原子核研究所の炭素十四の測定値が紹介され

てある([馬承源先生談上海簡]、『上博館藏戰國楚竹書研究』、上海書店出版社、一九九〇年)。一九五〇年を定點とする國際基準に従えば、前三〇八士六年、すなわち前二七三年から前二四三年となり、下限は秦の將軍白起が郢を占領した前二七八年となる可能性が高いことから、書寫年代は前三七三年から前二七八年の間と推定される。本文獻の内容から推測するに、その成立年代としては、春秋末から戰國前期を想定できる。

(21) 陳劍氏・季旭昇氏らは、すでに「競建内之」を篇題とは見なさず、「鮑叔牙與隰朋之諫」のみを篇題と見なしている。ただし、本稿のような検討を行った上での判断ではない。